平成２３年（フ）第１００８号
神奈川県大和市上草柳８丁目３番４号　カインドステージ鶴間201号
債務者　佐藤美知子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００９号
神奈川県大和市上草柳８丁目３番４号　カインドステージ鶴間201号
債務者　佐藤　信幸
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１７号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ６号棟201号室
債務者　遠藤　菊雄
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１８号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ６号棟201号室
債務者　周　　昱**姣**
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１４６号
横浜市鶴見区矢向４丁目25番13号　メゾン**榊**202号室
債務者　名嘉　尚子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１９７号
神奈川県大和市桜森３丁目14番７号　チェリーウッドⅢ102号
債務者　藤平　昌義
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２２１号
神奈川県大和市南林間２丁目１番７号　水野ビル402
債務者　森　　正枝
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２６１号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅５街区４棟407号
債務者　川北　和恵
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２６２号
横浜市緑区東本郷６丁目11番17―302号
債務者　井上ひろみ
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９１２号
東京都中野区上高田２丁目30―６―101、住民票上の住所滋賀県草津市上笠３丁目７―８―１
債務者　林口　和美
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７４０号
東京都世田谷区喜多見４丁目33―21―205
債務者　佃　　廣子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８７６号
東京都東久留米市中央町５丁目９―28
債務者　牧野　勝明
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８７７号
東京都豊島区西巣鴨１丁目７―20―807
債務者　菅原　綾子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９０１号
神奈川県相模原市中央区千代田２丁目４―８―101
債務者　佐藤真有美
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９３３号
東京都足立区島根２丁目２―16―407
債務者　林　　正秀
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７００９号
埼玉県蕨市南町３丁目８―20
債務者　春川　善広
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部